

# 円滑な食品アクセスの確保

- 経済的・物理的理由により十分な食料を入手できない者が増加している中で、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることが必要。
- このため、関係省庁が協力して、地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくり、フードバンク・子ども食堂等の取組拡大、ラストワンマイル配送の取組強化が必要。あわせて、中継共同物流拠点の整備、標準仕様パレットの導入等の物流の効率化の推進が必要。

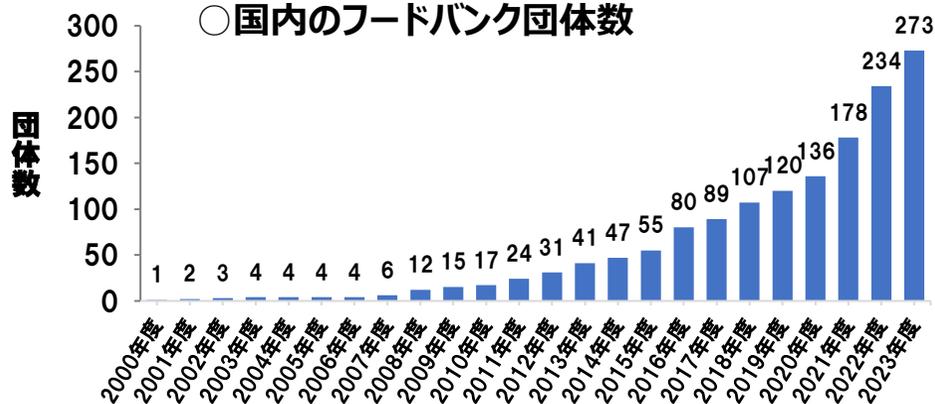
## 経済的アクセス関係支援策

- 食料提供に資する体制づくり
  - ・ 地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくり
  - ・ 孤独・孤立の状態にある者等への食料支援等を通じたつながりづくり
  - ・ フードバンク等への食品寄附等の促進に向けた仕組みづくり 等
- フードバンク、子ども食堂等による食料提供活動への支援
  - ・ 自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等支援
  - ・ フードバンク、子ども食堂等の新設・取組拡大支援
  - ・ 未利用食品の提供を行うフードバンクの活動支援
  - ・ 子ども宅食等による食事提供活動への支援 等
- フードバンク、子ども食堂等への食料提供
  - ・ 政府備蓄米の子ども食堂や子ども宅食への無償交付
  - ・ 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供

## 物理的アクセス（買物困難者対策）関係支援策

- 移動販売等の拠点施設の整備
  - ・ 地方公共団体が行う拠点施設の整備支援
- 店舗への交通手段の確保
  - ・ 持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働支援
  - ・ 農林水産業を軸とした交通、福祉等の集落機能等の維持支援 等
- 移動販売等の実施
  - ・ 移動販売車の実証支援
  - ・ 買物困難地域、過疎地域等での移動販売等の取組支援 等
- 配送の効率化
  - ・ ラストワンマイル配送の効率化支援
  - ・ 地方公共団体が行うドローン配送のサービス実装支援
  - ・ 自動配送ロボットによるサービスモデル支援 等
- 食品アクセスの対策事例等
  - ・ 食品アクセスポータルサイト等での情報提供
  - ・ 「デジ活」中山間地域への支援やドローン物流の社会実装の推進

○ 国内のフードバンク団体数



資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」等  
 (※) 農林水産省のホームページに掲載希望のあったフードバンク活動団体数

○ 買物困難者対策の例



移動販売車の導入

○ 物流効率化の取組



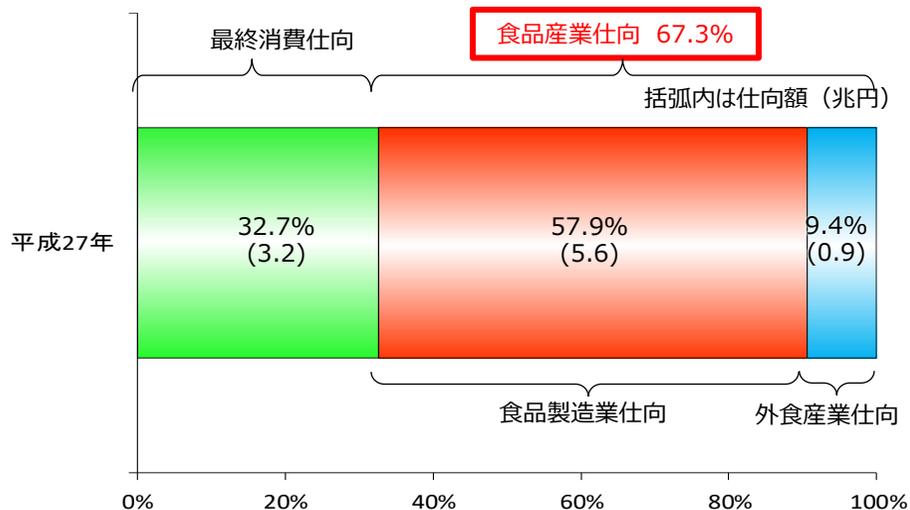
標準仕様パレットの導入

中継輸送

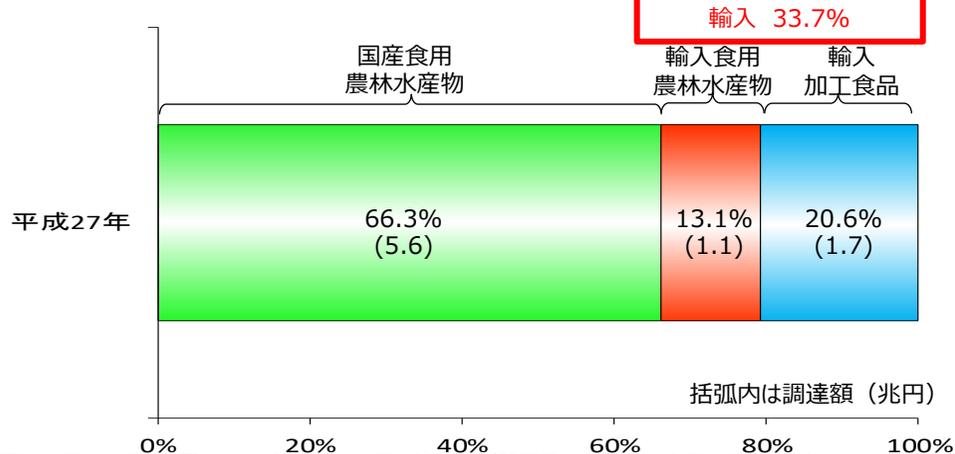
# 食品産業の持続的発展

- 食品産業は、農業と密接に関係（国産食用農林水産物のうち約67%が食品産業仕向け）しているため、**食料供給において重要な役割**を果たしており、その持続的発展を図ることが必要。
- **食品製造業の加工原材料調達のうち約34%が輸入に依存**。特に、**加工・業務用野菜は32%が輸入**に依存しており、食品製造業者等への意向調査によれば、**国産の食料・原材料の利用を増やしていきたい実需者が約3～5割存在**。
- 食品産業の持続的発展のためには、**農業との協調・連携、原材料の国産化、フードテック等の新技術の活用等を推進**することが必要。

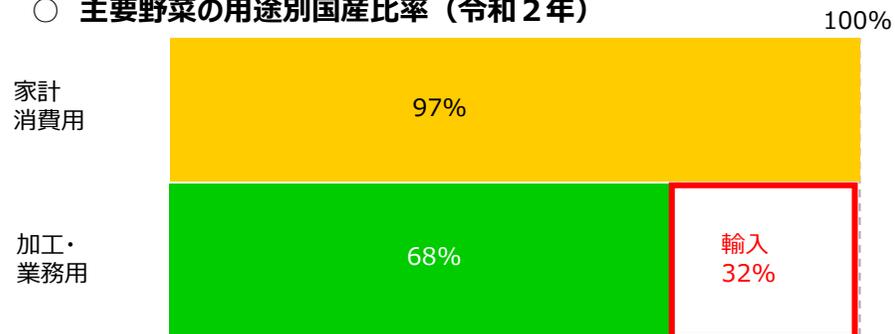
## ○ 国産食用農林水産物の用途別仕向割合



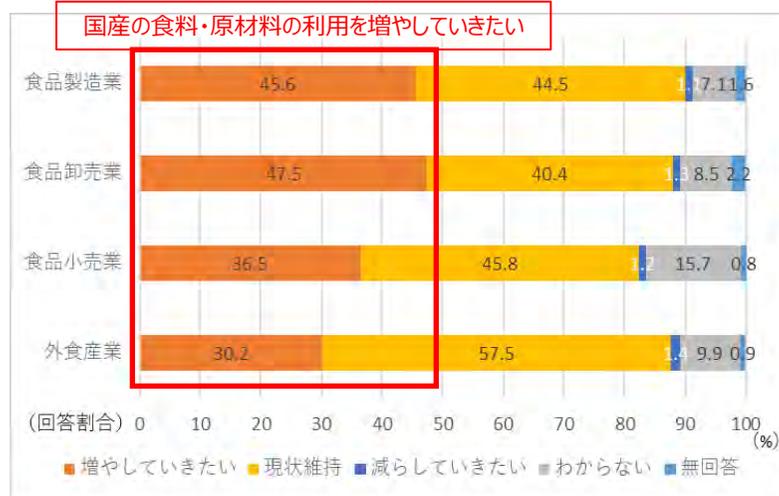
## ○ 食品製造業の加工原材料調達割合 (国産・輸入)



## ○ 主要野菜の用途別国産比率 (令和2年)



## ○ 加工・業務用野菜の実需者ニーズに関する意識・意向調査 (令和3年度)

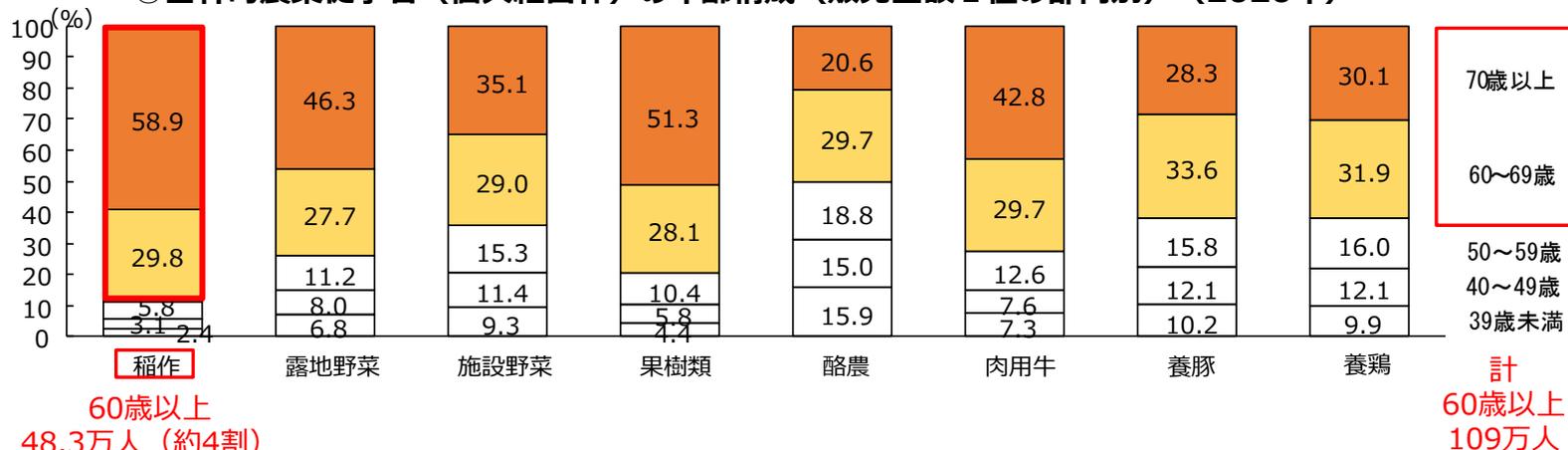


## **2. 農業の持続的発展**

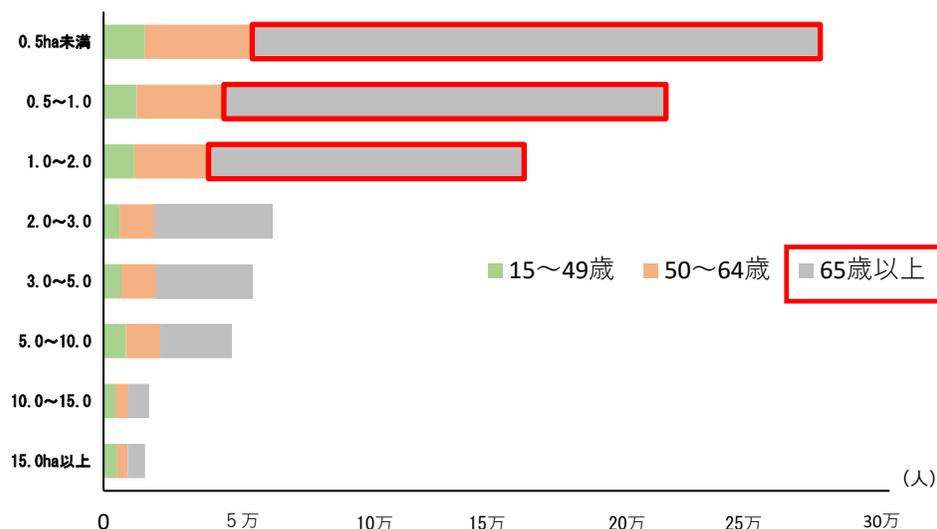
# 基幹的農業従事者

- 個人経営体で主に農業に従事する基幹的農業従事者数は2000年からの約四半世紀で半減し、高齢化も進行。今後さらに大幅な減少が見込まれる。
- 60歳以上の基幹的農業従事者109万人のうち、48.3万人（約4割）が稲作。また、その多くは作付面積規模が小さく、中山間地域に多く存在。

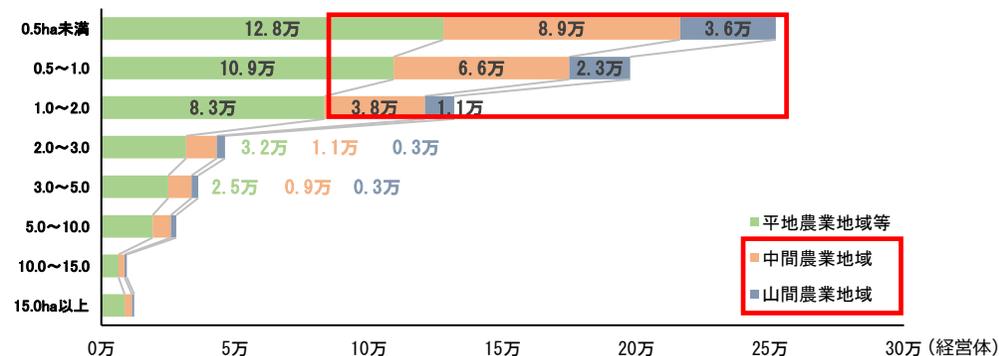
○基幹的農業従事者（個人経営体）の年齢構成（販売金額1位の部門別）（2020年）



○水稲作付面積規模別の基幹的農業従事者数（年齢階層別）（2020年）



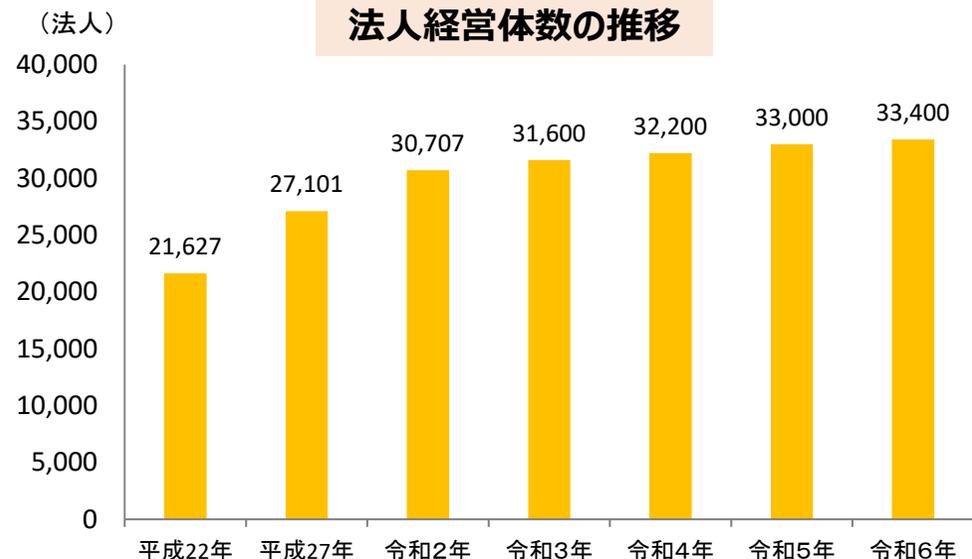
○水稲作付面積規模別の経営体数（農業地域類型別）（2020年）



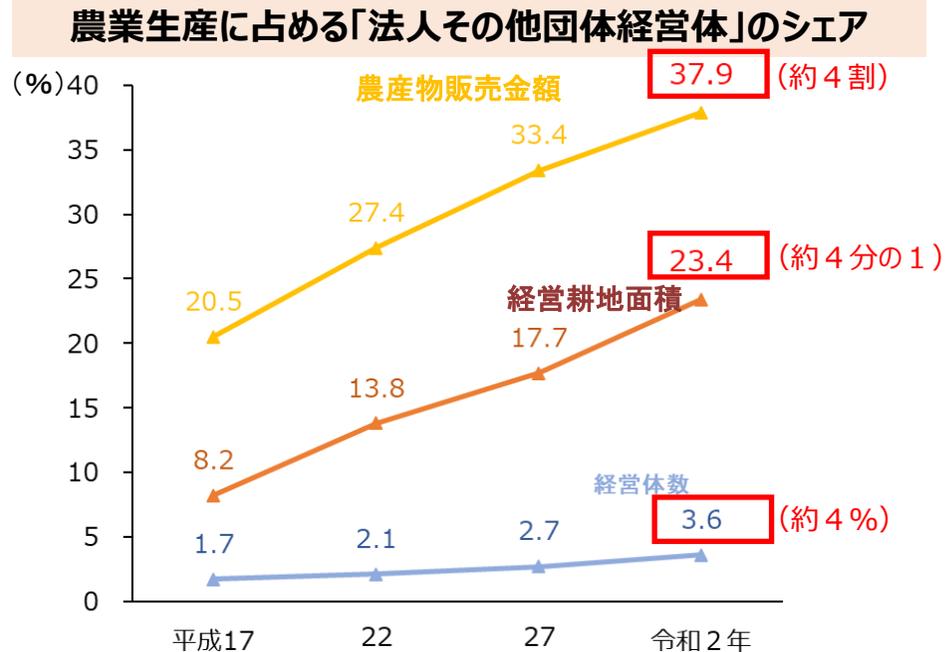
資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

# 法人経営体

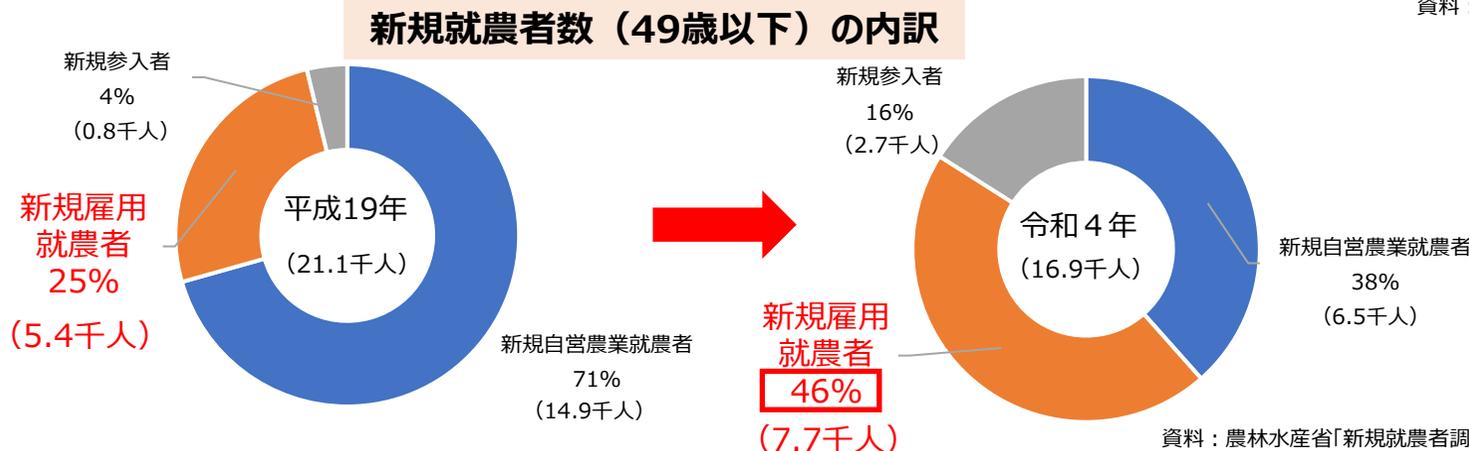
- 今後個人経営体が減少する中、法人経営体が、離農する個人経営体の農地や新規就農者の受け皿として、農業生産を支えていくことが必要。
- 法人経営体数は年々増加しており、「法人その他団体経営体」のシェアは、経営体数では全体の約4%であるが、経営耕地面積では約4分の1、農産物販売金額では約4割まで拡大。若年層(49歳以下)の新規就農形態は、雇用によるものが約半数を占めるようになってきている。



資料：農林水産省「農林業センサス」（平成22年～令和2年）、「農業構造動態調査」（令和3年～令和6年）  
 注：令和3～令和6年の数値は農業構造動態調査の結果で、標本調査により把握した推計値



資料：農林水産省「農林業センサス」

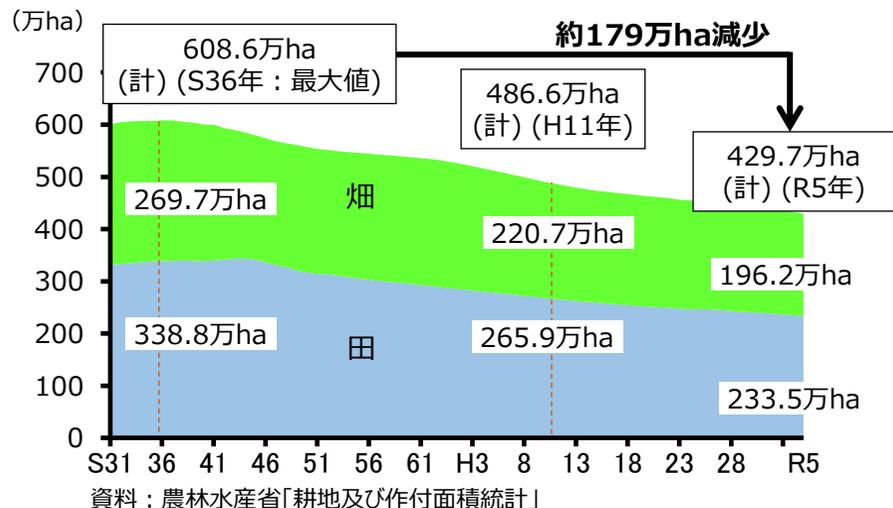


資料：農林水産省「新規就農者調査」

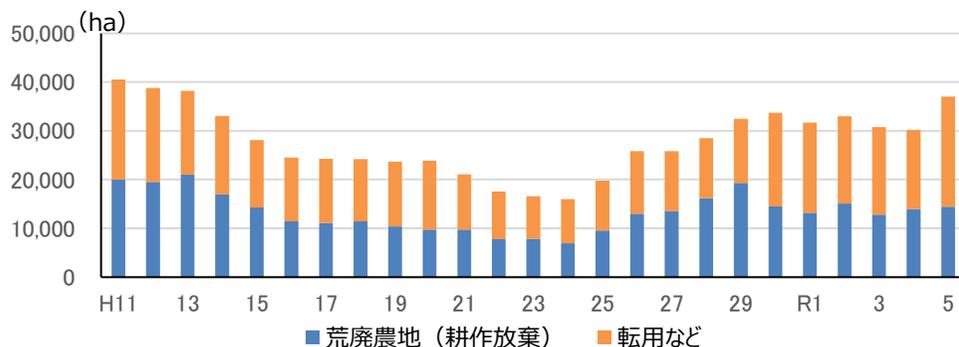
# 農地面積と農地集積

- 国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることが必要。
- 農地面積は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、昭和36年に比べて、約179万ha減少。
- 農地面積の減少要因であるかい廃面積は、平成26年以降約3万ha程度で推移。
- 担い手への農地集積は、農地中間管理機構を創設した平成26年以降の10年間で10ポイント上昇し、令和5年度末の農地集積率は60.4%。

## ○ 農地面積の推移

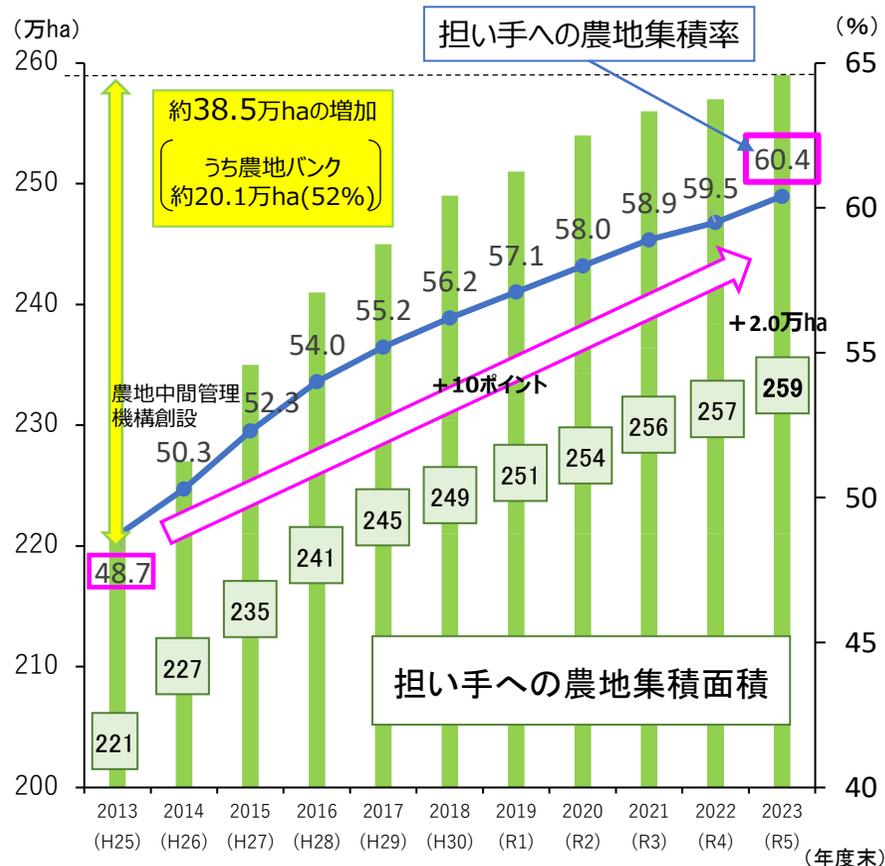


## ○ かい廃面積（減少要因）の推移



注1：「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態をいう。  
 注2：「転用など」とは、非農業用途への転用や植林・農林道等への転用等をいう。  
 注3：かい廃面積のうち、自然災害によるものは合計から除いた。ただし、平成29年から要因別の調査を廃止したため、平成29年以降は、「転用など」に自然災害によるかい廃面積を含む。

## ○ 農地集積率の推移



※ 上記の集積面積は、所有地・借入地・特定農作業受託地から構成

資料：農林水産省経局農地政策課調べ

# 地域計画の策定

- 望ましい農業構造を確立するためには、**地域における協議に基づき、担い手を中心として農業生産活動が行われ、農地が確保される**ことが必要。
- 基本構想を作成している同意市町村は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、**農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」を策定**（令和7年3月末まで（随時変更可能））。
- **地域計画を核として、人と農地の確保や地域農業を支える共同利用施設の更新等**のための施策を構築する必要。

## 地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、**自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区**等の関係者による**協議の場**を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ  
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

## 同意市町村が地域計画を策定

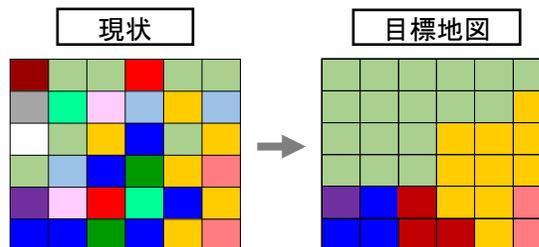
○同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ①地域計画の**区域**
- ②①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**等

○同意市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

※地域計画の策定は、**市街化区域については行われない**